

議案第18号

守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成22年守谷市条例第25号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年3月1日提出

守谷市長 松丸修久

令和 年 月 日 原案決

議案	頁数
18号	1

守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例  
守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例（平成22年守谷市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第11条第3項第2号を次のように改める。

（2）公民館の使用予定日の15日前までに（中央公民館ホールにあっては使用予定日の1月前までに）、使用の取消しを申し出たとき。

別表第2を次のように改める。

議案	頁数
18号	2

別表第2（第11条，第17条関係）

施設	使用区分（金額は1時間当たりの使用料）	非営利目的使用			営利目的使用		
		市内に住 所を有す る者	市外に住所を有する 者		17時まで	17時以降	
			17時まで	17時以降			
守谷 市中 央公 民館	大広間	100円	520円	800円	1,060円	1,600円	
	視聴覚室	50円	400円	530円	800円	1,060円	
	集会室1	50円	260円	400円	530円	800円	
	集会室2	50円	130円	180円	260円	370円	
	講座室1	50円	400円	530円	800円	1,060円	
	講座室2	50円	260円	400円	530円	800円	
	和室	100円	340円	440円	690円	900円	
	団体活動室	50円	130円	180円	260円	370円	
	教養娯楽室	50円	130円	180円	260円	370円	
	調理室	100円	530円	800円	1,060円	1,600円	
	美術室	50円	400円	530円	800円	1,060円	
	陶芸舎	100円	530円	800円	1,060円	1,600円	
	陶芸窯		1,740円			3,490円	
	ホ ー ル	ホール全体	17時まで	2,420円	3,240円	4,390円	6,480円
17時以降			1,610円				
控室1		50円	130円	180円	260円	370円	
	控室2	50円	130円	180円	260円	370円	

	控室 3	50 円	130 円	180 円	260 円	370 円
	控室 4	50 円	130 円	180 円	260 円	370 円
	控室 5	50 円	130 円	180 円	260 円	370 円
守谷	会議室	50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
市郷	集会室	200 円	800 円	1,200 円	1,600 円	2,400 円
州公	調理室	100 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
民館	和室	50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
	美術工芸室	50 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
守谷	多目的ホール	200 円	1,060 円	1,600 円	2,130 円	3,200 円
市高	美術工芸室	50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
野公	集会室 1	100 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
民館	集会室 2	50 円	130 円	180 円	260 円	370 円
	調理室	100 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
	和室	50 円	260 円	400 円	530 円	800 円
守谷	多目的ホール	250 円	1,060 円	1,600 円	2,130 円	3,200 円
市北	美術工芸室	50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
守谷	会議室 1	50 円	260 円	400 円	530 円	800 円
公民	会議室 2	50 円	260 円	400 円	530 円	800 円
館	会議室 3	50 円	260 円	400 円	530 円	800 円
	調理室	150 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
	和室	100 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円

#### 備考

- 1 守谷市中央公民館のホール全体を使用する場合において、あわせて冷暖房設備を使用したときは、1 時間当たりの使用料の額に次に掲げる額を加えるものとする。

- (1) 17時までの使用 2,420円
- (2) 17時以降の使用 3,240円
- 2 守谷市中央公民館のホールの舞台のみを使用する場合は、1時間当たり次の使用料を徴収する。
  - (1) 市内に住所を有する者の使用 50円
  - (2) 市外に住所を有する者の17時までの使用 130円
  - (3) 市外に住所を有する者の17時以降の使用 180円
- 3 守谷市中央公民館のホールの舞台のみを使用する場合は、冷暖房設備を使用することができない。

議案	頁数
18号	5

附 則  
この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案	頁数
18号	6

## 提案理由（議案第18号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、ホール使用料の返還に伴う取消し申出期限の変更並びに守谷市中央公民館の更なる利便性向上を図るため、貸出可能な部屋の新設及び使用形態の実情に合わせた使用料の設定を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
18号	7

守谷市立公民館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(使用料)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 徴収した使用料は、返還しない。ただし、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>公民館の使用予定日の15日前までに(中央公民館ホールにあっては使用予定日の1月前までに)</u>， <u>使用の取消しを申し出たとき。</u></p> <p>別表第2 (第11条, 第17条関係)</p> <p>[別記1]</p>	<p>(使用料)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 徴収した使用料は、返還しない。ただし、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>公民館の使用予定日の15日前までに，使用の許可の取消しを申し出たとき。</u></p> <p>別表第2 (第11条, 第17条関係)</p> <p>[別記2]</p>

議案	18号
頁数	8



別表第 2 (第 1 1 条, 第 1 7 条関係)

施設	使用区分 (金額は 1 時間あたり の使用料)	非営利目的使用			営利目的使用	
		市内に住 所を有す る者	市外に住所を有する 者		17 時まで	17 時以降
			17 時まで	17 時以降		
守谷 市 中 央公 民館	大広間_____	100 円	520 円	800 円	1,060 円	1,600 円
	視聴覚室_____	50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
	集会室 1 _____	50 円	260 円	400 円	530 円	800 円
	集会室 2 _____	50 円	130 円	180 円	260 円	370 円
	講座室 1 _____	50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
	講座室 2 _____	50 円	260 円	400 円	530 円	800 円
	和室_____	100 円	340 円	440 円	690 円	900 円
	団体活動室_____	50 円	130 円	180 円	260 円	370 円
	教養娯楽室_____	50 円	130 円	180 円	260 円	370 円
	調理室_____	100 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
	美術室_____	50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
	陶芸舎_____	100 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
	陶芸窯		1,740 円		3,490 円	
	ホ ー ル	ホール全体	17 時まで 1,610 円 17 時以降 2,160 円	2,420 円	3,240 円	4,390 円
控室 1		50 円	130 円	180 円	260 円	370 円
控室 2		50 円	130 円	180 円	260 円	370 円

	控室 3	50 円	130 円	180 円	260 円	370 円
	控室 4	50 円	130 円	180 円	260 円	370 円
	控室 5	50 円	130 円	180 円	260 円	370 円
守谷	会議室	50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
市郷	集会室	200 円	800 円	1,200 円	1,600 円	2,400 円
州公	調理室	100 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
民館	和室	50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
	美術工芸室	50 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
守谷	多目的ホール	200 円	1,060 円	1,600 円	2,130 円	3,200 円
市高	美術工芸室	50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
野公	集会室 1	100 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
民館	集会室 2	50 円	130 円	180 円	260 円	370 円
	調理室	100 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
	和室	50 円	260 円	400 円	530 円	800 円
守谷	多目的ホール	250 円	1,060 円	1,600 円	2,130 円	3,200 円
市北	美術工芸室	50 円	400 円	530 円	800 円	1,060 円
守谷	会議室 1	50 円	260 円	400 円	530 円	800 円
公民	会議室 2	50 円	260 円	400 円	530 円	800 円
館	会議室 3	50 円	260 円	400 円	530 円	800 円
	調理室	150 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円
	和室	100 円	530 円	800 円	1,060 円	1,600 円

## 備考

- 1 守谷市中央公民館のホール全体を使用する場合において、あわせて冷暖房設備を使用したときは、1 時間当たりの使用料の額に次に掲げる額を加えるものとする。

(1) 17時までの使用 2,420円

(2) 17時以降の使用 3,240円

2 守谷市中央公民館のホールの舞台のみを使用する場合は、1時間当たり次の使用料を徴収する。

(1) 市内に住所を有する者の使用 50円

(2) 市外に住所を有する者の17時までの使用 130円

(3) 市外に住所を有する者の17時以降の使用 180円

3 守谷市中央公民館のホールの舞台のみを使用する場合は、冷暖房設備を使用することができない。

議案	頁数
18号	11

別表第2 (第11条, 第17条関係)

施設	使用区分 (金額は 1時間当たり の使用料)	非営利目的使用			営利目的使用		
		市内に住 所を有す る者	市外に住所を有する 者		17時まで	17時以降	
			17時まで	17時以降			17時まで
守谷 市守 谷中 央公 民館	大広間1 (21人)	50円	260円	400円	530円	800円	
	大広間2 (21人)	50円	260円	400円	530円	800円	
	視聴覚室 (45人)	50円	400円	530円	800円	1,060円	
	集会室1 (20人)	50円	260円	400円	530円	800円	
	集会室2 (10人)	50円	130円	180円	260円	370円	
	講座室1 (40人)	50円	400円	530円	800円	1,060円	
	講座室2 (24人)	50円	260円	400円	530円	800円	
	和室1 (12人)	50円	210円	260円	430円	530円	
	和室2 (8人)	50円	130円	180円	260円	370円	
	団体活動室 (10人)	50円	130円	180円	260円	370円	
	教養娯楽室 (10人)	50円	130円	180円	260円	370円	
	調理室 (24人)	100円	530円	800円	1,060円	1,600円	
	美術室 (24人)	50円	400円	530円	800円	1,060円	
	陶芸舎 (24人)	100円	530円	800円	1,060円	1,600円	
	陶芸窯			1,740円		3,490円	
	ホ一	ホール全体	17時まで 1,610円	2,420円	3,240円	4,390円	6,480円

	ル	17時以降 2,160円				
	舞台のみ	50円	130円	180円	260円	370円
守谷	会議室 (48人)	50円	400円	530円	800円	1,060円
市郷	集会室 (100人)	200円	800円	1,200円	1,600円	2,400円
州公	調理室 (25人)	100円	530円	800円	1,060円	1,600円
民館	和室 (26人)	50円	400円	530円	800円	1,060円
	美術工芸室 (40人)	50円	530円	800円	1,060円	1,600円
守谷	多目的ホール (200人)	200円	1,060円	1,600円	2,130円	3,200円
市高						
野公	美術工芸室 (24人)	50円	400円	530円	800円	1,060円
民館						
	集会室1 (36人)	100円	400円	530円	800円	1,060円
	集会室2 (10人)	50円	130円	180円	260円	370円
	調理室 (24人)	100円	530円	800円	1,060円	1,600円
	和室 (27人)	50円	260円	400円	530円	800円
守谷	多目的ホール (200人)	250円	1,060円	1,600円	2,130円	3,200円
市北						
守谷	美術工芸室 (22人)	50円	400円	530円	800円	1,060円
公民						
館	会議室1 (24人)	50円	260円	400円	530円	800円
	会議室2 (24人)	50円	260円	400円	530円	800円
	会議室3 (18人)	50円	260円	400円	530円	800円
	調理室 (25人)	150円	530円	800円	1,060円	1,600円

和室 (24人)	100円	530円	800円	1,060円	1,600円
----------	------	------	------	--------	--------

## 備考

- 1 「施設」欄の括弧書きは、当該施設の利用可能人数を表す。
- 2 守谷市中央公民館のホール全体を使用する場合において、あわせて冷暖房設備を使用したときは、1時間当たりの使用料の額に次に掲げる額を加えるものとする。
  - (1) 17時までの使用 2,420円
  - (2) 17時以降の使用 3,240円

---



---



---



---
- 3 守谷市中央公民館のホールの舞台のみを使用する場合は、冷暖房設備を使用することができない。